		市町村
十三　地域振興費	人口	一　消防費　人口 二　下水道費　人口

都道府県において林業に就業する者の数とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第四条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による数とする。

4　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（第二十九条の四において「都道府県譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十九条及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各都道府県の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による人口とする。

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五六・二八五を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、一八九・五を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三七五・二を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times \underline{682}) \ / \ A$$

［略］

［2　略］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

		市町村
十一　地域振興費	人口	一　消防費　人口 二　下水道費　人口

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五三・五七一を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、〇三五・七を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三五七・一を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times \underline{687}) \ / \ A$$

［同左］

［2　同上］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。